

建 経 業 第 33 号  
建 経 技 第 83 号  
建 経 工 第 20 号  
令 和 8 年 5 月 1 日

関係各課及び各出先機関の長 様

交通基盤部建設経済局 建設業課長  
技術調査課長  
工事検査課長

### 出来高部分払方式の実施について（通知）

このことについて、令和8年4月23日付け事務連絡により、国土交通省不動産・建設経済局建設業課入札制度企画指導室 課長補佐から別添のとおり通知がありました。

つきましては、県の対応を下記のとおり定めたので通知します。

### 記

#### 1 中間前金払に係る認定の簡素化・迅速化

- (1) 設計図書の変更指示に基づき、新規工種等の追加指示が行われていれば、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を、認定対象とする出来高に含めることができるものとする。
- (2) 中間前払金に係る認定請求があった場合、受注者が提出する資料に内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別な事情があるときを除き、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に、「「中間前払金制度にかかる認定方法等について」の一部改正について（通知）」に定める別記様式3の認定調書を受注者に交付するものとする。また、受注者から中間前払金の支払請求があったときは、当該支払請求を受けた日から14日以内に支出するものとしているが、手続きの一層の迅速化に努めるものと

する。

## 2 既済部分検査等の簡素化

国土交通省直轄工事における取扱いに準じて、手続きの簡素化を実施することとする。

## 3 受注者等への周知

- (1) 本通知の趣旨を、各事務所から該当する受注者に御連絡願います。
- (2) (一社) 静岡県建設産業団体連合会、(一社) 静岡県建設業協会及び静岡県建設事業協同組合連合会 には、別添により周知します。
- (3) 県ホームページ内「建設業のひろば」にも掲載して周知します。

担 当 建設業課建設業班  
技術調査課技術政策班  
工事検査課工事検査班  
電話番号 (建設業班) 054-221-3059

事務連絡  
令和8年4月23日

各都道府県入札契約担当課長 殿  
各指定都市入札契約担当課長 殿

国土交通省不動産・建設経済局  
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

### 出来高部分払方式の実施について

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の上昇によって、事業者の収益が圧迫されることが懸念されているところです。

国土交通省直轄工事における工事費等の支払については「出来高部分払方式の実施について」（平成22年9月28日付け国地契第30号、国官技第207号他）が定められ、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化については「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」（令和2年3月11日付け国地契第57号、国技第386号他）において下記の運用を定めているところ、今般4月22日に、各地方整備局等あてに再度周知しましたのでお知らせします。

各発注者におかれては、国土交通省の運用も参考にしつつ、適切な対応に努めていただくようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、本事務連絡の周知をお願いします。

#### 《国土交通省の運用》

##### 1. 中間前金払に係る認定の簡素化・迅速化

(1) 中間前金払に係る認定資料は、工事請負契約書第11条に基づく履行報告書をもって足りることとする。

##### 2. 既済部分検査等の簡素化

(1) 中間技術検査を実施済みの工事については、当該中間技術検査結果をもって、既済部分検査結果とみなすことができるものとする。

事務連絡  
令和 8 年 4 月 22 日

各地方整備局  
総務部 契約課長 殿  
企画部 技術管理課長 殿  
北海道開発局  
事業振興部 工事管理課長補佐 殿  
技術管理課長補佐 殿  
国土技術政策総合研究所  
社会資本マネジメント研究センター  
社会資本システム研究室長 殿  
内閣府 沖縄総合事務局  
開発建設部 技術管理課長 殿

大臣官房  
会計課公共工事契約指導室 課長補佐  
技術調査課 工事監視官  
北海道局予算課 課長補佐

#### 出来高部分払方式の実施について（再周知）

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の上昇によって、事業者の収益が圧迫されることが懸念されているところである。

工事費等の支払については「出来高部分払方式の実施について」（平成 22 年 9 月 28 日付け国地契第 30 号、国官技第 207 号他）が定められ、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化については「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」（令和 2 年 3 月 11 日付け国地契第 57 号、国技第 386 号他）において下記の運用を定めているので、引き続き適切な対応を図ること。

#### 記

##### 《運用》

##### 1. 中間前金払に係る認定の簡素化・迅速化

(1) 中間前金払に係る認定資料は、工事請負契約書第 11 条に基づく履行報告書をもって足りることとする。

##### 2. 既済部分検査等の簡素化

(1) 中間技術検査を実施済みの工事については、当該中間技術検査結果をもって、既済部分検査結果とみなすことができるものとする。

以上